

○業務に関する調査研究班規程

昭和62年5月27日

達第801号

改正 平成4年3月9日達第860号

(設置)

第1条 日本育英会職制第23条の規定に基づき、本部に業務に関する調査研究班（以下「調査研究班」という。）を置く。

(調査研究班の職務)

第2条 調査研究班は、業務に関する調査、研究及び外国の育英奨学制度についての資料による調査を行う。

(調査研究班の組織及び調査員の任命)

第3条 調査研究班は、主幹1人、副主幹1人、調査員若干人をもつて組織する。

2 主幹は、企画広報部長を、副主幹は、調査課長をもつてこれにあてる。

3 調査員は、職員の中から会長が命ずる。

(主幹等の職務)

第4条 主幹は、調査研究班の職務を掌理する。

2 副主幹は、主幹を補佐し、主幹に事故があるときは、その職務を代理する。

3 主幹及び副主幹に事故があるときは、あらかじめ主幹の指名した調査員がその職務を代理する。

(調査研究班の招集)

第5条 調査研究班の会議は、必要に応じ主幹が招集する。

2 主幹は、必要があると認めたときは、会議に調査員以外の者の出席を求め、その意見をきくことができる。

(調査の委託)

第6条 調査研究班は、必要に応じ外部に調査を委託することができる。

(調査研究班の庶務)

第7条 調査研究班の庶務は、企画広報部調査課が担当する。

(雑則)

第8条 この規程の施行に関し、必要な事項は主幹が定める。

附 則

この規程は、昭和62年5月27日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則（平成4年3月9日達第860号）

この規程は、平成4年4月1日から施行する。